

会津地域でしいたけを栽培・販売していたが、原木を廃棄した申立人について、売買契約書、領収書等の客観的証拠がない限り損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人の陳述等に基づき、当該原木が産み出したはずの将来の利益として平成29年12月分までの逸失利益が賠償された事例（廃棄原木は賠償済み）。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	営業損害（逸失利益）（しいたけ栽培）
期 間	自 平成23年3月11日 至 平成29年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として金157万6900円の支払義務のあることを確認する。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

（1）申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、平成23年3月11日から平成25年9月30日までの期間に限り、（その遅延損害金を含む。）本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（2）申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、平成25年10月1日から平成29年12月31日までについては、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月15日

(仲介委員 黒田純吉)